

(仮称)かめおかマルシェ実施要項

令和元年 9 月

亀岡コンベンションビューロー

京都府立京都スタジアムの建設及び亀岡駅北地区駅前広場の整備を契機として、スタジアム及び駅周辺エリアに多くの市内外の人々に集ってもらうとともに、地域経済活性化を図っていくために、次のとおり(仮称)かめおかマルシェを立ち上げ、運営します。なお、内容については、一部変更する場合がありますので、ご了承ください。

○名称 (仮称) かめおかマルシェ

○事務局 亀岡コンベンションビューロー

○(仮称)かめおかマルシェの立上趣旨

2020年1月、京都府立京都スタジアムの供用開始に伴い、年間15万人から20万人が新たに本市を訪れることとなりますが、京都市等からの交通利便性が高い故に、スタジアムへの往復のみで、本市を素通りしてしまう可能性があります。

また、亀岡駅北側には、35m×64mの芝生広場を有する駅前広場が整備されます。

こうした状況を踏まえ、駅北広場においてマルシェを開催し、市内外からの来場でにぎわう、本市の新たなスポットを生み出すとともに、地域経済活性化を促進する「消費拠点の整備」を図っていきたいと考えています。

ついでには、当該趣旨を理解し、出店する亀岡市内の飲食事業者、物販事業者を募集し、「(仮称)かめおかマルシェ」を立ち上げ、運営していくものです。

○マルシェ運営方針

- ・当マルシェは、登録事業者の皆様による主体的な運営を行います。
- ・亀岡産の食材を用いるなど、質の高い商品等を提供します。
- ・当マルシェの統一したイメージを順守します。
- ・安全安心、かつ環境に配慮した取組を進めます。

○マルシェの出店について

京都サンガのホームゲーム時(京都スタジアムでの開催分。2月から11月予定)においては、(仮称)かめおかマルシェを実施します。また、マルシェ理事会の決定により、その他のイベント等の機会においてもマルシェを開催することができます。

各回の出店者については、マルシェ理事会において、出店数、商品等の調整を実施し、登録事業者の中から出店します。

マルシェの内容は、飲食店を主としますが、物販も出店可能です。

登録事業者は必ず毎回出店しなければならないものではありませんが、マルシェ理事会の出店要請に従う必要があります。(出店要請に従わない場合は登録を取り消します。)

○マルシェ募集内容

・A 飲食部門

☞ 飲食物を販売する部門です。

・B 物販部門

☞ 飲食物以外を販売する部門です。

○マルシェ実施場所

亀岡駅北地区駅前広場

また、マルシェ理事会の決定により、その他のイベント等の機会において、別の場所で(仮称)かめおかマルシェを開催することができます。

○マルシェ実施時間 午前 11 時から、ゲーム終了後約 1 時間程度までの予定
(準備時間は午前 10 時から 11 時までの予定)

○マルシェの組織について

マルシェの組織は、亀岡コンベンションビューローの中にマルシェ部会として設置します。

マルシェ部会の構成員は、一般募集の上、審査し、決定した事業者（「登録事業者」という。）、並びに(株)京都パープルサンガ及び亀岡コンベンションビューローからそれぞれ選任された者とし、理事の中から互選で理事長及び副理事長を選任します。

マルシェ部会の中に、マルシェ理事会を設置し、マルシェの運営に関し必要な事項を決定します。

マルシェ理事会の構成員（理事及び監事若干名）は、登録事業者の中から互選で選任した者、並びに(株)京都パープルサンガ及び亀岡コンベンションビューローからそれぞれ選任された者とし、理事の中から互選で理事長及び副理事長を選任します。

○登録資格

- ・ 亀岡市内に店舗または事務所を有している事業者（観光協会、商工会議所、商工会、中小企業団体、第 3 セクター等を含む法人及び個人（以下「事業者」という。））
- ・ 事業者の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。
- ・ 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者であること。
- ・ 質の高い商品等を継続して提供することができること
- ・ 実績を有していること
- ・ 収支の報告を行うこと
- ・ 飲食部門については、京都府保健所長の露店営業許可（営業所の所在地に『京都府内一円』等、亀岡市を含むものに限り、）を有していること、または有する見込みであること。（固定店舗の営業許可だけでは出店できません。）

- ・物販部門については、そのうち他の場所で製造し、個包装した食品を販売する場合は製造場所の食品営業許可を有していること、又は、業務開始届を提出していること。その他必要な各許可を有していること。

○出店品目等

- ・出店することができる品目は、次の①～⑥の要件を満たすものとする。（申込後に品目の写真等の提出を求める場合があります。）
 - ①出店する事業者が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目等であること。
 - ②説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目等であること。
 - ③各種法令、条例等に違反しない品目等であること。
 - ④特許、実用新案等で係争中でない品目、あるいは係争のおそれがない品目等であること。
 - ⑤危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目等であること。
 - ⑥公序良俗に反しない品目等であること。

○出店できない品目等

- ・生き物（動物、昆虫等）
- ・違法コピー商品（偽ブランド品、著作権侵害物）
- ・危険物（石油類、ガス類、模造刀剣類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- ・法律・条例・その他関係法規等で禁じられているもの等
- ・周囲に危険を及ぼすもの、あるいは迷惑となるもの等
- ・その他、マルシェの趣旨に反するもの

○負担金について

1 回の出店あたり次の金額を納付いただきます。

飲食部門、物販部門 … 5,000 円及び売り上げの 10%

○テントの購入について

登録事業者は、統一規格のテントを事務局から購入していただきます。

（4 万円程度を予定しています。キッチンカーは別途調整します。）

○1 区画（1 ブース）のサイズ

・ A 飲食部門

☞幅 3.0m×奥行 3.0m の予定 ※キッチンカーは別途調整します。

・ B 物販部門

☞幅 3.0m×奥行 3.0m の予定

○出店決定後のキャンセルについて

出店決定後に出店を取りやめた場合はキャンセル料を徴収します。

○設備等

次の備品等については、事務局で用意します。

- ・ 来場者飲食スペースのテント及びテーブル、イス
※事業者の屋台テントは、各事業者が統一規格のテントを事務局から購入し、保管、設営、撤去します。
- ・ リユース食器
- ・ 上水設備 ※排水設備はありません
- ・ 電源
(供給量に制限があり、電源が使用できる出店数は限られます。必要な場合は予め応募用紙にその旨ご記載ください。)

○リユース食器の利用について

- ・ 食器、コップについては、事務局が手配するリユース食器を利用してください。
(デポジット制度を導入します。)

○出店事業者が準備する必要があるもの

- ・ 調理器具
- ・ 低騒音タイプの自家発電機の持込は可
- ・ 消火器
- ・ 各事業者の看板、のぼり、メニュー表示
- ・ つり銭
- ・ 衛生関連、防災関連
- ・ リユース食器（コップ、皿）以外のスプーン、箸など
- ・ その他、上記事務局が用意するもの以外は、各出店者が用意してください。

○登録の取消について

マルシェ運営のルールに沿った運営ができない事業者については、マルシェ理事会で決定の上、登録を取り消します。

○衛生管理上の注意事項(飲食部門)

- ・ 調理する材料は開催当日に調理し、前日までに調理したものは取り扱わないでください。
- ・ 下痢等体調の悪い人、手指の傷のある人は調理作業をしないでください。
- ・ 調理する前は必ず手指等を洗淨、消毒してください。
- ・ 肉等食材を加熱する時は十分に行ってください。(85℃1分以上中心部まで十分に加熱)

- ・各出店者は、洗浄・消毒設備を各自ご準備いただき、衛生面に留意してください。
(ポリタンク・アルコールスプレーなど。保健所からの指導により必須となります。)
- ・会場内に食器洗浄のための水道設備はございません。出店者各自でアルコール消毒をお持ちいただくようお願いいたします。
- ・会場内及びその周辺の排水溝等にゴミ・油・残飯等を廃棄しないでください。
- ・調理により発生した汚水は出店者様各自で持ち帰ってください。

○暴力団排除に関して

- ・京都府及び亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。
- ・自己又は自社の役員・関係者・事業所等が、次のいずれかに該当した場合は出店できません。
 - *暴力団員
 - *暴力団員と生計を一にする者
 - *暴力団又は暴力団員と社会的に非難される者、または企業
 - *暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

○電気・ガス類の使用について

- ・火気を取り扱う場合には、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けてください。
当日、消火器がない場合や、使用済みまたは使用期限切れの消火器を持参された場合は出店を認めません。
- ・発電機が必要な場合は、各自でご持参下さい。
- ・発電機等を使用する場合、携行缶による現場での給油は禁止とします。必ず事前に満タンにしてから搬入して下さい。(引火事故防止のため)
燃料の入れ替えが発覚した場合、出店中止、登録取消となることがありますので必ず遵守頂きますようお願いいたします。
- ・プロパンガスの手配は法令を順守し、必ず専門業者に委託して下さい。
- ・プロパンガス等を使用される場合は、支柱等にくくりつけるなど転倒防止対策をしてください。
- ・万一の事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で補償をお願いします。

○雨天の対応

- ・原則として、雨天等でも京都サンガの試合がある場合は、決行します。
但し、強風、豪雨等によりマルシェの実施が困難な場合には、事務局から中止の連絡をします。
- ・開催中の突然の荒天等の場合は、現場統括者より指示を出しますので、指示に従うようお願いいたします。
- ・中止に際しての損害については、一切補償いたしませんので、ご了承ください。

○その他注意事項

- ・前日の搬入や準備はできません。当日に準備し、当日に撤去してください。
- ・出店の位置は、事務局において決定しますので、要望を伺うことはできません。
- ・売上の報告は正確にしてください。虚偽の報告をした場合は、登録を取り消します。
- ・準備、後片付けに係る自動車の乗り入れはできますが、駐車場は各出店者で確保してください。
- ・音楽等については、事務局で対応するため、店舗が独自に音楽等を流すことはできません。
- ・飲酒した人が出店・販売等を行わないこと。
- ・発生したゴミは、各自持ち帰ること。
- ・出店ブース周辺及び使用した設備等は清掃してから撤収すること。
- ・来場時、退場時は必ず現場統括者へ報告すること。
- ・人身、物損、盗難等の事故に関して、事務局は一切の責任を負いません。自己管理をすること。
- ・現場統括者の指示に従わない場合は、即時退場していただきます。
- ・危険物の持ち込みおよび使用は禁止です。
- ・政治活動、宗教活動は禁止します。
- ・施設等に損傷等を与えた場合には、現状補償をお願いします。
- ・会場内での盗難や販売でのトラブルおよび事故に関しては、出店者の責任において処理していただきます。事務局は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・事務局では、ホームページや広報に使用するための撮影および録画を行いますのでご了承ください。（ご都合の悪い方は事前にお申し出ください。）
- ・周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止します。
- ・搬入・搬出に掛かる経費は、出店者の負担とします。
- ・保健所に申請が必要な方は、各出店者で事前申請を行ってください。
- ・アルコール類販売については、税務署への申請等が必要となります。各自申告してください。
- ・未成年者にアルコール類の販売は行わないでください。
- ・マルシェ終了後、出店者全員で会場を清掃致します。必ずご参加下さい。

以上

亀岡駅北地区駅前広場イメージ図

